

宮野目コミュニティ会議規約

(目 的)

第1条 この会は、住民の有機的な参画、協働により活力と魅力あるまちづくり活動を推し進め、宮野目地区の将来像「優しい・きれいな宮野目」そして「笑顔の宮野目」を形成することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会の名称は宮野目コミュニティ会議と称し、事務所を宮野目振興センター内に置くものとする。

(構成員)

第3条 この会は、宮野目地区に居住する者並びに各種機関及び各種団体に属し、第1条の目的に賛同する者をもって構成する。

(事 業)

第4条 この会は、第1条の目的達成のための次の事業を行うものとする。

- (1) 安心して安全に暮らせるまちづくり事業
- (2) 暮らしを支える増健・福祉のまちづくり事業
- (3) 担い手を見守り育むまちづくり事業
- (4) 魅力と活力が高まるまちづくり事業
- (5) 宮野目振興センター等の施設管理運営事業
- (6) 地域振興活動諸団体等への支援事業
- (7) その他必要な事業

(役員・常任委員)

第5条 この会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名又は3名
- (3) 事業部長 若干名
- (4) 監 事 2名

2 この会に常任委員を置き、常任委員には別表1の(1)に掲げる行政区の代表並びに別表1の(2)に掲げる各種機関の代表及び各種団体の代表がその任に当たるものとする。

(顧問)

第6条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会の運営について指導及び助言する。

(役員を選出)

第7条 第5条第1項で定める役員は、総会で選出するものとする。

(役員及び常任委員の任務)

第8条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する。ただし会長の指示ある場合は事業部長を兼務するものとする。
 - (3) 事業部長は、所轄する事業部事業の企画立案並びに実践に関し総括する。
 - (4) 監事はこの会の会務並びに会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 2 この会の常任委員の任務は次のとおりとする。
- (1) この会のまちづくり事業部に所属し、事業の企画立案並びに予算策定及び実践に関すること。
 - (2) その他会長が必要と判断すること。

(役員、常任委員及び顧問の任期)

第9条 この会の役員、常任委員及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その任務を務めるものとする。

- 2 役員、常任委員及び顧問の欠員により補充した者の任期は前任者の残任期期間とする。

(会議)

第10条 この会の会議は総会、役員会及び事業部長会議とし、総会は毎年1回、役員会及び事業部長会議は必要に応じて会長が招集する。

- 2 すべての会議は対象者の過半数の出席をもって成立する。

(総会)

第11条 この会の総会は、第3条で定める者の内、常任委員をもって組織し、次の事項を審査する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 総会の議長は出席者の中から選出し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第12条 この会の役員会は第5条で定める役員及び常任委員でもって組織し、次の事項を審査する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業全般に関する事項
- (3) その他必要とする事項

2 役員会で必要と認める場合は、構成員に意見を求めることができる。

3 この会の役員は必要に応じ専門委員会を設置し、運営上の課題解決に向けた検討をさせることができるものとする。

4 専門委員会は、検討結果を役員会へ報告するものとする。

5 役員会は会長が議長となり、議事は出席者の過半数をもって決する。

(事業部長会議)

第13条 この会の事業部長会議は第5条で定める会長、副会長及び事業部長でもって構成し、総会、役員会に諮る原案の審議と、事業の円滑な運営を推進する。

2 必要に応じて監事の出席を求めることができる。

3 事業部長会議は会長が議長となり、議事は合議で決する。

(事務局)

第14条 この会は、事務を処理するための事務局を宮野目振興センターに置くものとする。

- 2 事務局員は、役員会が承認し、会長から委嘱を受けたものがその任にあたり、一般事務並びに会計の処理を行うものとする。
- 3 事務局員には相応した手当を支給することができるものとする。

(会計)

第15条 この会の経費は、花巻市からの交付金、委託料、指定管理料、構成員からの拠出金、企業及び事業所からの賛助金及びその他の収入をもってこれにあてるものとする。

- 2 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 新たな会計年度が始まっても当核年度の予算が議決されない場合、決議されるまでの間、会長は次の事項について第11条の規定にかかわらず役員に諮り、事務処理並びに必要な経費の支出ができるものとする。
 - (1) 決議されるまでの間の事務処理に必要な交付金の申請
 - (2) 決議されるまでの間の事務処理並びに必要な経費の支出
 - (3) その他必要と判断される事項
- 4 別に定める慶弔見舞金規定の給付は、地域振興住民拠出金より支出する。

(情報公開)

第16条 この会の構成員は、必要により会議議事録並びに事業計画書などを閲覧できるものとする。

(委任)

第17条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

常任委員

(1) 行政区代表常任委員(行政区長含む)

行政区名	世帯数	代表者数
西宮野目第一	133	2名 以内
西宮野目第二	305	3名 以内
西宮野目第三	273	3名 以内
西宮野目第四	230	3名 以内
東宮野目	78	2名 以内
本館	397	4名 以内
葛第一	70	2名 以内
葛第二	54	2名 以内
田力	108	3名 以内
上似内	92	3名 以内
下似内	102	2名 以内
計	1,842	29名 以内

世帯数を基準とするが、集落数も加味する。

世帯数 300 世帯の場合	4名以内
世帯数 200～299 世帯の場合	3名以内
世帯数 199 世帯以下の場合	2名以内

(2) 各種機関並びに各種団体の代表数

機関・団体名	代表者数
宮野目地区民生・児童委員協議会	1
社会福祉協議会宮野目支部	1
宮野目地区教育振興協議会	1
宮野目地区自治公民館連絡協議会	1
宮野目婦人会	1
宮野目地区老人クラブ連合会	1
花巻地区交通安全協会花巻支会 宮野目分会	1
花巻市防犯協会花巻総支部 宮野目支部	1
宮野目地区スポーツ普及員協議会	1
J Aいわて花巻宮野目女性部	1
花巻市保健推進委員協議会 宮野目分会	1
宮野目地区公衆衛生組合協議会	1
食生活改善推進協議会	1
宮野目地区交通安全母の会	1
体育推進専門委員会	1
宮野目保育園保護者会	1
宮野目小学校 P T A	1
宮野目中学校 P T A	1
宮野目学童クラブ	1
※企業	1
※農協理事	1
※農協花巻宮野目支店	1
※農家組合協議会	1
※農業委員	1
※農業委員	1
有識者	1
計	26